

最高裁秘書第357号

令和4年2月16日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書不開示通知書

1月15日付け（同月17日受付、第030894号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

一般の来庁者によるスマートフォン又はタブレット端末の持ち込みが、裁判所の庁舎等の管理に関する規程12条1項8号に違反しない理由が書いてある文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。